

町政地区別懇談会を終えて！

5月12日から斗合田を皮切りに始まった町政地区別懇談会は6月2日大佐貫を最後に無事に終了することが出来ました。ご支援、ご協力を戴きました各区長さんを始め役員の皆様方には大変お世話になりました。

町民の皆様から戴きましたご意見は、今後の町づくりに反映させて戴きますので今後ともドシドシご意見をお寄せ下さい。

皆様からのご意見をお聞きいたしまして気づいたことは、役場から見た目と地域から見た目は大きな差がある事でした。やはり現場の生の意見を聞いて、明日の政策は考えるにつけると思いました。

中でも一番多かった意見は「空き家対策」でした。「空き家」は今やどこの行政区にもあります。管理がされている空き家はまだしも、管理されず草や雑木等が伸び放題の空き家も多くあり、地域で社会問題化している現状がよく分かりました。

国も空き家対策法を定め、その解決に取り組み始めました。

1. 国の言う「空き家」とは、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものを言います。

2. また、措置が必要な空き家の定義(特定空き家等)は以下の状態のものです。

(1) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

(2) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

(3) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

(4) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

国が基本方針を策定し、該当市町村が空き家等対策計画を作成し、その他の空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めるとされました。

まずは、行政区域における空き家の現況を確認しなければ

対策や措置を講じることができないのは言うまでもありません。

そのため、市町村が最初に行うのは空き家の所在と所有者の把握で、そのために必要な調査や情報の提供を求めることができるかと規定されています。

その上で、市町村は対策が必要な空き家を選別することになり、所有者に対して適切な管理を促進するため、情報の提供や助言その他必要な援助を行います。

そして、特に対策が必要な「特定空き家等」にみなされると措置が講じられます。

町では本年度、調査を実施し必要な措置を講じるべき「特定空き家」に対し指導して参りますので、地域の皆様のご協力についてもよろしくお願いいたします。

平成28年6月13日

明和町長 富塚もとすけ